

[粉じん作業従事者特別教育カリキュラム]

<対象者>

粉じん作業従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条29号（特別教育を必要とする業務）

粉じん障害防止規則第2条第1項第3号

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達（平成29年10月24日基安発1024第2号）

厚生労働省労働基準局長通達（平成30年2月9日基発0209第2号）

<カリキュラム>

講習 内容	1. 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1. 0時間
	2. 作業場の管理	1. 0時間
	3. 呼吸用保護具の使用の方法	1. 0時間
	4. 粉じんに係わる疾病及び健康管理	1. 0時間
	5. 関係法令	0. 5時間
	合計	4. 5時間